

住居確保給付金について

津山市 (R5. 4. 1 版)

住居確保給付金とは

離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を失っている方または住宅を失うおそれのある方を対象として、安心して求職活動等ができるよう、賃貸住宅の家賃に充てるための費用（住居確保給付金）を支給することにより、住宅及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給対象者

次の（１）～（８）のすべての要件に該当する方

（１）離職・廃業またはやむを得ない休業等により等により経済的に困窮し、住居を失っている方または失うおそれのある方

（２）次の①または②のいずれかに該当する方

①離職・廃業の日から２年以内の方（ただし、離職・廃業の日以後に疾病、負傷、出産、育児等により求職活動ができなかった事情があれば、その日数を２年に加算した日（加算された期間が４年を超える時は４年）以内の方）

②就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある方

（３）離職等の日において、主として世帯の生計を維持していた方

（４）申請者および申請者の同一世帯員の収入月額（失業給付、年金などを含む）の合計額が収入基準額以下であること

世帯人数	収入基準額
１人	78,000円 + 家賃額（上限 31,000円）
２人	115,000円 + 家賃額（上限 37,000円）
３人	140,000円 + 家賃額（上限 40,000円）
４人	175,000円 + 家賃額（上限 40,000円）
５人	209,000円 + 家賃額（上限 40,000円）
６人	242,000円 + 家賃額（上限 43,000円）
７人	275,000円 + 家賃額（上限 48,000円）

※給与等は手取り額ではなく、総支給額となります。

※毎月の収入に変動がある場合は、直近３ヶ月間の収入額の平均で判断します。

※家賃額は、管理費、共益費、駐車場代、光熱水費は除きます。

(5) 申請者および申請者の同一世帯員の金融資産の合計が、次の金額以下であること

世帯人数	金融資産の額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

※金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産等をいいます。

※生命保険、個人年金保険は含みません。

※負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

(6) 次の①または②のいずれかに該当する方

①公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方

②離職・廃業と同等程度に収入減少した自営業者で、かつ、経営相談先の助言等のもと経営改善に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると市が認める場合であって、当該活動を行う方

(7) 申請者および申請者の同一世帯員が自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付などを受けていない方

(8) 申請者および申請者の同一世帯員のすべてが暴力団員でないこと

支給額

(1) 世帯の収入合計が基準額以下であれば、下表のとおり

世帯人数	基準額	支給額
1人	78,000円	家賃額（上限 31,000円）
2人	115,000円	家賃額（上限 37,000円）
3人	140,000円	家賃額（上限 40,000円）
4人	175,000円	家賃額（上限 40,000円）
5人	209,000円	家賃額（上限 40,000円）
6人	242,000円	家賃額（上限 43,000円）
7人	275,000円	家賃額（上限 48,000円）

(2) 世帯の月収合計が基準額を超える場合は、次の計算式により算定した額

支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額

※計算した額が支給額の上限を超える場合は上限額を支給

※100円未満の端数切り上げ

例) 1人世帯で、実際の家賃額 40,000 円、月収 85,000 円の場合
40,000 円 + 78,000 円 - 85,000 円 = 33,000 円となりますが、
1人世帯の支給額の上限は 31,000 円なので、支給額は 31,000 円となりま
す。

支給方法

市から直接、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

※クレジットカードにより家賃を支払う契約となってる場合等で市が特に必要と認める場合は、受給者の口座へ振り込む場合があります。

支給期間

3か月間

※一定の要件を満たす場合は、3か月間ごとに、最長9か月間までの延長あり

受給中の求職活動等について

受給中は、津山市自立相談支援センターの就労支援や公共職業安定所等の利用などにより、常用就職に向けた(1)の求職活動を誠実かつ熱心に行っていただきます。

ただし、離職・廃業と同等程度に収入減少した自営業の方で、経営相談先の助言等のもと、経営改善のための活動を行うことが自立の促進に資すると市が認める方は、(2)の活動を行っていただきます。

なお、支給期間を再延長(7~9か月目)して受給する場合は、すべての受給者が(1)の求職活動をしていただくこととなります。

(1) 離職・廃業した方、または離職・廃業と同等程度に収入減少した被雇用者の方

- ①月に4回以上、津山市自立相談支援センターの面談を受けること
- ②月に2回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けること
- ③原則週に1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受けること

(2) 離職・廃業と同等程度に収入減少した自営業の方

- ①月に4回以上、津山市自立相談支援センターの面談を受けること
- ②原則月に1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受ける
- ③経営相談先の助言等のもと、経営改善のための活動計画を作成し、月に1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと

【経営相談先】岡山県よろず支援拠点、津山商工会議所、作州津山商工会

ご相談・お問い合わせ先

津山市生活福祉課自立相談支援センター

Tel 0868-32-2133 (直通)

※あらかじめ、ご予約ください。(受付時間: 9:00~16:00)